

ユニセフとは

ユニセフ(UNICEF:国際連合児童基金)はすべての子どもの命と権利を守るため、最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、約190の国と地域で活動しています。第二次世界大戦によって厳しい生活を強いられた子どもたちへの緊急支援を行うため、1946年に創設されました。現在は、子どもの権利を擁護する主要な機関として、戦争で被災した子どもに限らず子どもたちの健やかな成長のため、教育、保健、水と衛生、栄養、保護等の支援活動を行っています。

日本ユニセフ協会とは

日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)は世界33の先進国・地域にあるユニセフ国内委員会のひとつです。ユニセフとの「協力協定」のもと、日本国内において民間で唯一ユニセフを代表し、募金活動、広報活動、「子どもの権利」の実現を目的としたアドボカシー(政策提言)活動を行っています。1955年創立。

ユニセフの使命

創設50周年を迎えるにあたり1996年に明文化されたユニセフの活動指針です。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神に基づいています。

- ユニセフは、子どもの権利の保護および子どもの基本的ニーズの充足、子どもの潜在的な能力を十分に引き出すための機会の拡大を推進すべく、国際連合総会により委任されています。
- ユニセフは「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を規範とし、子どもの権利が恒久的な倫理原則として、また子どもに対する国際的な行動基準として確立されるように努めます。
- ユニセフは子どもの生存と保護、発育が世界の発展、ひいては人類の進歩のための重要課題であると考えます。
- ユニセフは政策決定機関に働きかけ、財源や資源を動員することにより、世界各国、とりわけ開発途上国が「子ども最優先」を確実に遂行できるように支援し、各国が力をつけ、国内の子どもとその家族のために適切な政策を立案し、サービスを行えるようになります。
- ユニセフは最も厳しい状況にある子どもたち(戦争や災害、極貧、あらゆる形態の暴力、搾取の犠牲となっている子どもたちや、障がいのある子どもたち)が特別な保護を受けられるように努めます。
- 緊急時においてユニセフは子どもの権利の保護に努めます。国際連合諸機関や人道的機関と協力し、これらの機関がユニセフの緊急援助用設備を使って、子どもや子どものケアをしている人々の苦痛を取り除く支援をします。
- ユニセフは中立の機関で、援助対象を差別することはありません。最も厳しい状況にある子どもたちと最も援助を必要としている国が優先して援助を受けます。
- ユニセフは各国の事業計画に基づき、女児と女性が平等な権利を獲得できるように支援し、女性が地域社会の政治・社会・経済発展に全面的に参加できるようにすることを目指しています。
- ユニセフは諸機関と協力して、国際社会が目指す持続可能な人間開発の目標達成と、国際連合憲章に宣言された平和と社会発展の理想の実現のために努めます。

これまでのあゆみ

1945年	第二次世界大戦が終わり、国際連合が成立
1946年	第1回国連総会でUNICEF(国連国際児童緊急基金)を創設
1949年	日本の子どもへのユニセフ緊急支援—学校給食での粉ミルクなど—始まる
1953年	名称を「国際連合児童基金」と改める 活動を開発途上国の子どものための長期的な支援へ広げる
1955年	日本ユニセフ協会創立
1959年	国連総会で「児童の権利宣言」採択
1962年	ユニセフ、初等教育への支援を始める
1964年	日本へのユニセフの支援が終わる(15年間の援助総額、約65億円)
1965年	ユニセフ、ノーベル平和賞を受賞
1979年	国連総会が、世界の子どもを考えた年として「国際児童年」と定め、ユニセフが中心になってキャンペーンを展開
1983年	ユニセフ「子ども健康革命」を提唱 子どもの生存と健康のための支援事業に重点をおく
1989年	国連総会で「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択 ユニセフ、子どもの人権を支援活動の基礎とする
1990年	「子どものための世界サミット」開催
1994年	「子どもの権利条約」を日本が批准する
1996年	ユニセフ創設50周年 「ユニセフの使命」を発表する
1999年	ユニセフ、子どものライフサイクル—乳幼児期・学齢期・青年期—に合わせた総合的支援活動始める
2002年	「国連子ども特別総会」開催。21世紀の新たな子どもたちの目標を採択
2005年	日本ユニセフ協会創立50周年を迎える
2006年	5歳未満児の死亡数(年間)がはじめて1,000万人を下回る(2022年時点では490万人)
2015年	2030年までの新たな目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択される
2018年	「子どもの権利とスポーツの原則」を発表
2019年	「子どもの権利条約」採択30周年
2021年	ユニセフ創設75周年
2024年	「子どもの権利条約」日本批准30年 「こどものけんりプロジェクト」を開始

子どもの権利条約

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもの権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と54条からなり、世界中の子どもが生まれながら

「子どもの権利条約」4つの原則



©UNICEF/UN388482/Dejngoh

差別の禁止(差別のないこと)



©UNICEF/UN366282/Dejngoh

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもへの発達に応じて十分に考慮します。

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



©UNICEF/UN388482/Dejngoh

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもへの発達に応じて十分に考慮します。



©UNICEF/UN515131/Allyan

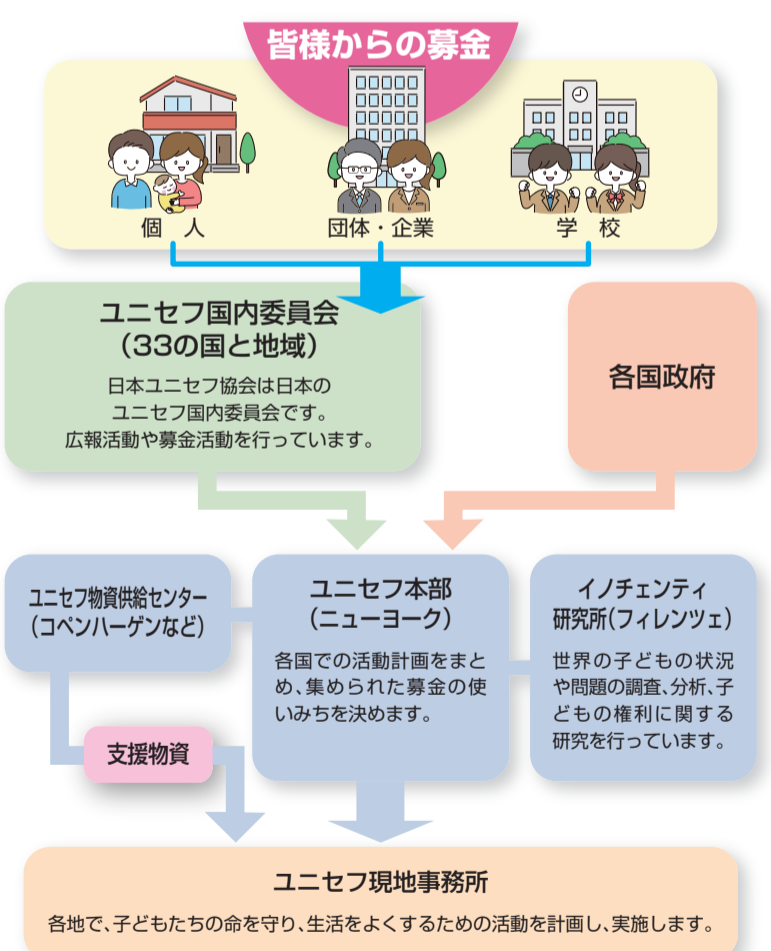
ユニセフは、子どものための国連機関として、条約の起草過程にも参加しました。子どもの権利条約の中で、条約の実施にあたって専門的な助言を提供する役割が与えられている唯一の機関として、「国連子どもの権利委員会」とも協力しています。ユニセフの行うすべての活動は、子どもの権利条約に基づいています。途上国などで実施する支援活動、日本を含む先進国でのアドボカシー活動を通じ、条約に謳われている権利の実現を目指しています。



©UNICEF/UN0429228/Dejngoh



ユニセフの組織と募金の流れ

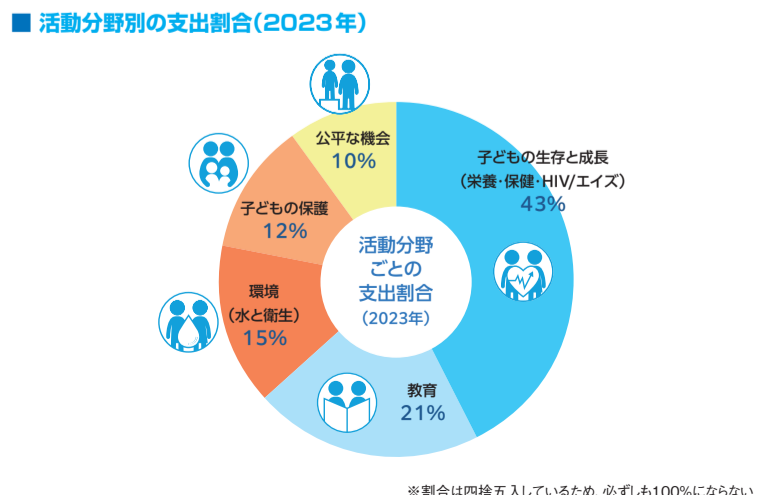
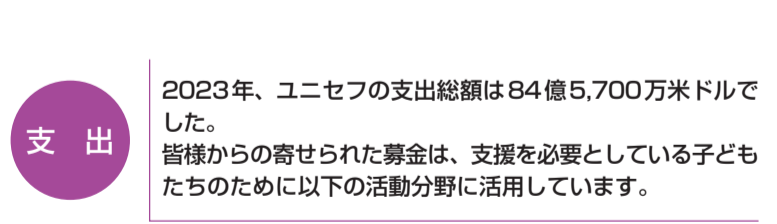
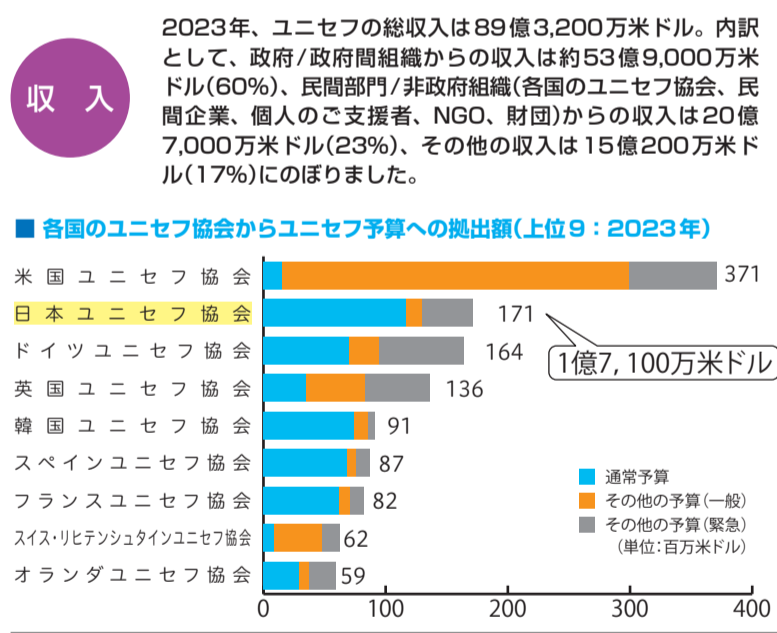


世界の子どもたちへ



©UNICEF/UN0398956/Olarrasoba

ユニセフの収入と支出



ユニセフにご協力をいただく方法

- 子どもたちのためのあたたかいご寄付をお願い申し上げます。
- **ユニセフ募金**
- **郵便局(ゆうちょ銀行)から**
全国の郵便局、ゆうちょ銀行本支店からご寄付いただけます。窓口から下記の口座にお振込みの場合、振込手数料が免除されます。
振替口座：00190-5-31000
口座名義：公益財団法人 日本ユニセフ協会

- **インターネットで**
パソコン・スマートフォン(www.unicef.or.jp)からクレジットカード、コンビニ支払い、Amazon Pay、d払い・携帯キャリア決済、インターネットバンキングでご寄付いただけます。
- **お電話で**
クレジットカードによるご寄付を、フリーダイヤルで直接承っています。
☎ 0120-88-1052 (平日9:00~17:00)
※公益財団法人日本ユニセフ協会へのご寄付は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、法人税の控除対象となります。

皆様の募金で、たとえばこんな支援が実現できます。

- 100円で... 下痢による脱水症から子どもの命を守る **経口補水塩 7袋**
- 500円で... 4~5リットルの水を浄化できる **浄水剤 657錠**
- 1,000円で... HIV/エイズ簡易診断キット **5回分**
- 3,000円で... マラリアを運ぶ蚊から子どもを守る **殺虫剤処理済みの蚊帳 10張**
- 8,000円で... 子どもを寒さから守る **大きめの毛布 11枚**

(2024年1月現在の価格。1ドル140円として計算。輸送や配布のための費用は含まれていません)

- **ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム**
毎月一定の金額をご指定の金融機関口座、またはクレジットカードから継続的にご寄付いただく募金プログラムにぜひご参加ください。世界の子どもの状況やユニセフの支援活動についてご報告する広報誌「ユニセフニュース」(年4回発行)をお送りいたします。お申込みは当協会ホームページまたはフリーダイヤルへ。

- **外国コイン募金**
旅行や出張で使いきれなかった海外のコインなど、日本では換金ができない外国の貨幣もユニセフ募金になります。「日本ユニセフ協会 外国コイン係」宛てにお送りください。しっかりと梱包していただき、外側に内容物が「メタル」とご明記ください。
※国内の主要国際空港の税関検査場(帰国時)や毎日新聞社、三井住友銀行、JTBグループの店頭などにも外国募金用の募金箱が設置されています。(一部取り扱いがない支店・支局もあります)

- **ユニセフ支援ギフト**
ユニセフの支援物資を途上国の子どもたちにプレゼントする支援方法です。ワクチン、浄水剤などの支援物資をご指定ください。ご協力いただいた方には、支援ギフト1種類につき1枚ずつ、子どもたちの笑顔のカードをお届けします。お申込みはホームページまたはフリーダイヤルへ。

- **ユニセフハウスを訪問する**
「世界の子どもと出会う場所」をコンセプトに、様々な課題に直面する子どもたちを通じて世界のいまを知り、「子どもの権利」について考える展示スペースです。ボランティアによるガイドツアーも開催しています。
● **開館日と時間**：平日および第2・第4土曜日 10:00~17:00(祝祭日、年末年始、6月9日創立記念日を除く)
※ご予約・詳細はホームページ(unicefhouse.jp)をご覧ください。

- **日本ユニセフ協会の賛助会員になる**
日本ユニセフ協会が行う様々な活動を、賛助会費によってご支援いただく協力方法です。賛助会員には「ユニセフ・ニュース」や資料をお送りしますので、世界の子どもの状況やユニセフと日本ユニセフ協会の活動を、できる範囲で行動する機会にしていいただくことができます。賛助会員申込書のご請求は、日本ユニセフ協会 団体・企業事業部、もしくはお近くの協定地域組織までご連絡ください。
● **その他のご協力方法についてはホームページをご覧ください**
皆さまからのご寄付がどのように世界の子どもたちに役に立てられているのか、子どもたちの様子やユニセフの支援活動についてお伝えしています。ご参加いただけるイベント情報なども掲載しておりますので、ぜひご覧ください。
ホームページ：www.unicef.or.jp **ユニセフ** **検索**

- **ユニセフ募金口座**
郵便局(ゆうちょ銀行)振替口座: 00190-5-31000
口座名義: 公益財団法人 日本ユニセフ協会
※窓口から上記の口座にお振込みの場合、振込手数料が免除されます。
※公益財団法人日本ユニセフ協会へのご寄付は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、法人税の控除対象となります。

日本ユニセフ協会 協定地域組織		
● 北海道ユニセフ協会 〒063-8501 札幌市西区発寒11条5-10-1 コープさっぽろ本部2F TEL. 011-671-5717	● 岐阜県ユニセフ協会 〒020-0690 滝沢市土沢220-3 いわて生協本部2F TEL. 019-687-4460	● 広島県ユニセフ協会 〒730-0802 広島市中区本川町2-6-11 生活協同組合コープさぽろ5F TEL. 082-231-8855
● 岩手県ユニセフ協会 〒981-3194 仙台市宮城區八乙女4-2-2 みやぎ生協本部1F TEL. 059-223-5722	● 香川県ユニセフ協会 〒760-0001 高松市新北町16-6 新北ビル104号 TEL. 087-813-0772	● 愛媛県ユニセフ協会 〒790-0003 松山市三番町5-13-10 リハビル201号 TEL. 089-931-5369
● 宮城県ユニセフ協会 〒981-3194 仙台市宮城區八乙女4-2-2 みやぎ生協本部1F TEL. 059-223-5722	● 三重県ユニセフ協会 〒514-0009 津市羽所町379 コープみえ本部ビル1F TEL. 059-223-5722	● 愛媛県ユニセフ協会 〒790-0003 松山市三番町5-13-10 リハビル201号 TEL. 089-931-5369
● 福島県ユニセフ協会 〒960-8105 福島市保原町4-8 ラコパルクしま4F TEL. 024-522-5566	● 茨城県ユニセフ協会 〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館5F 茨城県生活協同組合連合会内 TEL. 029-224-3020	● 佐賀県ユニセフ協会 〒862-0049 佐賀市水ヶ江4-2-2 TEL. 0952-28-2077
● 埼玉県ユニセフ協会 〒336-0018 さいたま市南区深田2-10-10 コーププラザ浦和1F TEL. 048-823-3932	● 兵庫県ユニセフ協会 〒231-0063 横浜市中央区花咲町2-57 ミナビル201 TEL. 045-334-8950	● 熊本県ユニセフ協会 〒962-0049 熊本市中央区南11-11-2 サンアール水前寺ビル3F TEL. 096-362-5757
● 千葉県ユニセフ協会 〒264-0029 千葉市若葉区桜木北2-26-30 コープあひ 千葉エリア本部新館 3F TEL. 043-226-3171	● 神奈川県ユニセフ協会 〒223-0063 横浜市中央区花咲町2-57 ミナビル201 TEL. 045-334-8950	● 宮崎県ユニセフ協会 〒880-0014 宮崎市鶴島2-9-6 みやざきNPOハウス202号 TEL. 0985-31-3808
● 石川県ユニセフ協会 〒920-0362 金沢市府2-189 コープいしかわ支店センター2F TEL. 076-255-7997	● 岡山県ユニセフ協会 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 ちのちプラザがけゆらいセンター TEL. 086-227-1889	● 鹿児島県ユニセフ協会 〒892-0842 鹿児島市東千原町14-2 メガネのヨネザワF TEL. 099-226-3492

公益財団法人 **日本ユニセフ協会** (ユニセフ日本委員会)

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL.03-5789-2012 FAX.03-5789-2032

ホームページ www.unicef.or.jp
Twitter(ツイッター)/Facebook(フェイスブック)/Instagram(インスタグラム)もご覧ください。
@UNICEFInJapan f unicefinjapan @unicefinjapan

5歳未満児死亡率世界地図

5歳未満児死亡率 (2021年)

出生1,000人当たりの5歳未満児の死亡数

- 101人以上
- 76~100人
- 51~75人
- 26~50人
- 25人以下
- データなし

＜出典:世界子供白書2023＞

ユニセフが活動している国と地域

例: 国名 ユニセフが子どものための支援活動をしている国と地域

国名 ユニセフ国内委員会が活動している国と地域

※世界33の先進国・地域には、ユニセフ本部との協力協定により、各国において唯一、ユニセフを民間で代表する国内委員会がおかれています。

(2024年9月現在)

アフガニスタン



アフガニスタンのパルファ州にある若者支援センターで勉強する女の子。11歳の彼女は両親を失い、市内で靴磨きの仕事をしてきたところ、ユニセフが支援するこのセンターのスタッフに発見され、保護されました。センターでは授業のあとに心理社会的カウンセリングを受け、他の女の子たちと遊ぶ日々です。彼女の夢は大学に行って、英語の先生になることです。

ユニセフの活動基準

ユニセフは3つの基準から、その国と地域で支援活動を行うかどうか決めています。

- 1 5歳未満児死亡率
- 2 所得水準(国民1人あたりの国民総所得)
- 3 子ども(18歳未満)の人口

カンボジア



カンボジアのクラチエ州のスレ・チュウク小学校に新しく設置された手洗い場で手を洗う児童たち。ユニセフの支援によって設置されるこのような手洗い場やトイレは、学校で子どもたちが安全・清潔に過ごせる学習環境の改善だけでなく、コミュニティでの病気や感染症の蔓延を防ぐことにもつながります。

ユニセフ本部と地域事務所

現地事務所のほかにユニセフの本部と地域事務所があります。

- 本部: ニューヨーク/米国
- ヨーロッパ事務所: ジュネーブ/スイス
- 欧州・中央アジア地域事務所: ジュネーブ/スイス
- 東部・南部アフリカ地域事務所: ナイロビ/ケニア
- 西部・中部アフリカ地域事務所: ダカール/セネガル
- ラテンアメリカ・カリブ海諸国地域事務所: パナマ市/パナマ
- 東アジア・太平洋地域事務所: バンコク/タイ
- 中東・北アフリカ地域事務所: アンマン/ヨルダン
- 南アジア地域事務所: カトマンズ/ネパール
- 物資供給センター: コペンハーゲン/デンマーク
- イノチェンティ研究所: フィレンツェ/イタリア
- ブリュッセル事務所: ブリュッセル/ベルギー
- 東京事務所: 東京/日本
- 韓国事務所: ソウル/韓国
- グローバル・シェアド・サービス・センター: ブダペスト/ハンガリー

※トルコはユニセフ事務所とユニセフ国内委員会の両方があります。

ハイチ



ハイチの首都ポルトープランスの避難民キャンプの子どもたち。ハイチでは武装集団による暴力によって情勢が悪化し、数十万人が国内避難民となっています。このような状況下でも、ユニセフはワクチンや栄養治療食を届け、安全な水へのアクセスを確保しています。また、遊びを通じた子ども向けの心理社会的支援を提供し、心のケアを行っています。

スーダン



スーダンのポートスーダン小児病院で治療用ミルクを飲んでいる3歳の男子の子。この男子は家族と紛争地から逃れて、スーダン北西部へ避難してきましたが、重度の急性栄養不良に苦しみ、20日間入院しています。ユニセフが支援する小児病院で栄養ケアと治療を受けて、徐々に回復しています。

子どもたちのための ユニセフの主な活動

ユニセフは世界の子どもたちが生残り、健やかに成長できるよう他の国際機関、政府、NGOなどと協力しながら、教育、保健、栄養、水と衛生、保護、緊急支援、アドボカシーなどの支援活動を行っています。

持続可能な開発目標(SDGs)

誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて具体的な目標を示したのが、2015年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)です。17の目標と169のターゲットからなり、2030年までの達成を目指して、国際社会が団結して取り組んでいます。日本ユニセフ協会の特設サイト「SDGs CLUB」では、SDGsが生まれた歴史や背景、具体的な目標などについて、分かりやすく解説しています。右記のQRコードからアクセスください。



ユニセフ戦略計画(2022年-2025年)

ユニセフの活動の柱となるのが、ユニセフが4年毎に策定し、ユニセフ執行理事会で決議される「ユニセフ戦略計画(UNICEF Strategic Plan)」です。

2030年を見据えた新たな目標としての「ユニセフ戦略計画2022-2025年」は、すべての子どもに支援を届けるというユニセフの普遍的な使命を反映しています。子どもの権利条約に基づく子どもの権利について、相互に関連する5つの目標分野で長期的な成果の達成を目指しています。

目標分野1

10代の若者を含むすべての子どもが、栄養のある食事、質の高いプライマリーヘルスケア、育成環境、必要不可欠な物資を得て、命が守られ、健全に発育すること

特に次の成果の達成を目指します。

- 世界の新生児、子ども、10代の若者の死亡率の削減。
- 世界の子どもと10代の若者の健康、発達、幸福度の向上。
- 栄養不良による発育阻害や消耗症に苦しむ5歳未満児の割合の削減。

目標分野2

10代の若者を含むすべての子どもが、教育を受け、将来のためにスキルを学び、身につける機会を得ること

特に次の成果の達成を目指します。

- 初等教育、中等・高等教育の修了率の上昇。
- 男女平等指数に基づく学習成果の公平性の向上。
- 世界の学習危機の削減。

目標分野3

10代の若者を含むすべての子どもが、暴力や搾取、虐待、ネグレクト、有害な慣習から守られること

特に次の成果の達成を目指します。

- 出生登録されている5歳未満児の割合の上昇。
- 養育者から身体的暴力や心理的攻撃を受けたことのある子どもの割合の削減。
- 拘束されている子どもの割合の削減。

目標分野4

10代の若者を含むすべての子どもが、清潔な水と衛生サービスに公平にアクセスし、安全で持続可能な気候と環境の中で暮らすこと

特に次の成果の達成を目指します。

- 安全管理が行き届いた飲料水サービスを利用する世界人口の割合の上昇。
- 安全管理が行き届いた衛生サービスを利用する世界人口の割合の上昇。
- 安全でない水や衛生に起因する5歳未満児の死亡率の削減。

目標分野5

10代の若者を含むすべての子どもが、包括的な社会的保護にアクセスし、貧困に困ることのない生活を送ること

特に次の成果の達成を目指します。

- 社会保護制度に守られた世界の子どもの人口の割合の増加。
- 金銭的貧困、極度の貧困、多面的な貧困に苦しむ子どもの割合の減少。

緊急支援・人道支援

自然災害や武力紛争といった緊急事態や人道危機の中で最も犠牲を強いられるのは、いつも子どもたちです。子どもの命を守り、安全な環境を確保するため、ユニセフは直ちに毛布や水などの生活に必要な物資や医薬品を提供したり、学校の再開、「子どもにやさしい空間」の設置など、ニーズに合わせたさまざまな緊急支援を行います。



ユニセフが支援する給水車から水を汲むため、順番を待つ子どもたち。(バングラデシュ・ガザ地区、2024年7月9日撮影)

※数値は2024年9月時点で確認できたものを表示しています。